

会議の開催結果について

- 1 会 議 名 第17回 上尾市空家等対策協議会
- 2 会 議 日 時 令和7年3月26日（水）
午後2時00分から
- 3 開 催 場 所 あげお富士住建ホール（上尾市文化センター）
301集会室
- 4 会 議 の 議 題
 - （1）第2次上尾市空家等対策計画の進捗と方針について
 - （2）第3次上尾市空家等対策計画の策定について
 - （3）その他
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 非公開の理由 —
- 7 傍 聴 者 数 1名
- 8 問い合わせ先 交通防犯課 048-775-5138（直通）

会 議 録

会 議 の 名 称	第 1 7 回 上尾市空家等対策協議会	
開 催 日 時	令和 7 年 3 月 2 6 日 (水) 午後 2 時 0 0 分から	
開 催 場 所	あげお富士住建ホール (上尾市文化センター) 3 0 1 集会室	
議長(委員長・会長)氏名	畠山 稔 (会長)	
出席者(委員)氏名	(出席人数: 1 8 名) 畠山 稔 (会長)、島津 秋男、轟 信一、三井田 晴宏、宮本 利章、 刀根 正克、小嶋 秀雄、渡邊 隆、飛鳥井 行寛、金子 一夫、 西方 俊次、奥隅 俊男、小出 崇徳、池田 将寛、長島 徹、 藤田 悟、須田 均、中山 一之	
欠席者(委員)氏名	小池 佑弥、稲村 久美子、加藤 正志、源関 英司	
事務局(庶務担当)	(出席人数: 5 名) 畑市民生活部長、秋山市民生活部次長 交通防犯課 藤波課長、神部主幹、渡邊副主幹	
会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果
	・議 事 (1) 第 2 次上尾市空家等対策計画の進捗と方針について (2) 第 3 次上尾市空家等対策計画の策定について (3) その他	別紙のとおり
議 事 の 経 過	別紙のとおり	傍聴者数 1 名
会 議 資 料	1 次第 2 委員名簿 3 第 2 次上尾市空家等対策計画の進捗と方針について 4 第 3 次上尾市空家等対策計画の策定について	
議事のてん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。 令和 7 年 4 月 8 日 議 事 録 署 名 人 <u>宮本利章</u>		

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	1 開会
事務局	2 委員、事務局の紹介 会議成立の報告（委員総数 22 人の内、18 人出席）
畠山会長	3 あいさつ
畠山会長	4 議事 条例第 7 条により、会長の畠山市長が議長を務める。
議長	非公開事項の確認。
事務局	非公開事項なしとの回答。
議長	非公開とすることへの同意を求める。
全委員	異議なし。
議長	傍聴者の有無の確認。
事務局	傍聴者 1 人と回答。 傍聴者入場。
議長	議事録署名人に宮本 利章委員を指名。
議長	議題（1）第 2 次上尾市空家等対策計画の進捗と方針について
事務局	資料（第 2 次上尾市空家等対策計画の進捗と方針について）の内容について報告。
議長	意見・質問を求める。

奥隅委員	「ポケットパーク・避難スペース等の地域活性化のための利活用に検討します」の項目で、空き家の土地を、ポケットパーク等にしたいと話があった場合、例えば固定資産税の減免等の支援制度はあるのか。また、検討されているのか。
事務局	空き家除却後のスペース活用や地域活性化策としてポケットパーク等の利活用が計画上位置付けられています。これに関する税控除等の措置はありませんが、国の「空き家の再生等推進事業」を活用すれば、解体費用補助が受けられる仕組みはございます。 これを活用し、空き家を除却後、土地を寄贈していただくことで、ポケットパークや避難スペースを確保することが考えられます。
奥隅委員	市に寄贈しないとできないのか。土地を所有したままで、ポケットパークとして使って欲しいという方法は、難しいか。
事務局	国の補助を使わないのであれば、そのような方法も選択肢としてはございます。ただ、国の補助を活用する場合、ポケットパークとしての活用を担保させるため、市に寄贈していただく必要があるものと考えております。
奥隅委員	市としてこのような補助制度を独自に考えていないのか。
事務局	基本的には、既にある国の補助制度を活用していただければと思います。市独自財源で、ポケットパーク等に関わる補助制度は現在のところ考えておりません。
議長	意見・質問を求める。
飛鳥井委員	2 ページ目の一番下、相続財産清算人選任の件で、何か法律を根拠にして市が申立人として対応したのか。
事務局	「所有者不明土地利用の円滑等に関する特別措置法」第42条に基づき、今回申立てをしました。土地の所有者が亡くなり、本来相続を受ける子、親、兄弟、祖父母が死亡、相続放棄していると、相続人が不在となり管理人不在となるため、上尾市が申立人として、今回は裁判所に申立てをしました。

飛鳥井委員	所有者不明ということですが、土地に関する法律で空家は大丈夫か。
事務局	令和５年度に法改正があり、市町村の方でも申立てができる法改正があり、それに基づき、今回申立てを行いました。
飛鳥井委員	空き家でも大丈夫か。 このような土地がたくさんあると思うが、予算の関係で、何件も申立ては難しいと思うが、相続人を探して、その人たちに申立てをしてもらうのは、結構労力かかるため、このような法律があれば積極的に活用してもらい、管理人を立てて、管理人の弁護士、司法書士の方がいろいろ空き家の売却など処理もスムーズに進むと思う。予算の関係もあると思うが積極的に制度を使ってもらえればと思う。
議長	意見・質問を求める。
渡邊委員	４ページの空き家に関する相談解決件数で、１４２件中５６件が解決済で、残り８６件。このような場合、そのままになってしまうのか。取り組み方について教えていただきたい。
事務局	１４２件は、今年度相談を受けた件数となります。例えば、草木が繁茂していると相談があり、所有者の方が適切に対応・管理していただいたのが今年度中に５６件ありました。 高い枝木があり、業者に依頼し対応しなければならないものや、空き家の修繕で改修費用がかかるということで、解消までに時間がかかる空き家があります。 次年度以降も、相談があった空き家は、定期的に現地調査を行い、管理されていなければ、再度、所有者へ管理を促すための連絡をしているので、引き続き対応していきたいと考えています。
議長	その他、意見・質問を求める。 意見・質問なし
議長	議題（２）第３次上尾市空家等対策計画の策定について

事務局	資料(第3次上尾市空家等対策計画の策定について)の内容について説明。
議長	意見・質問を求める。
	意見・質問なし
議長	議題(3)その他
事務局	連絡事項なし。
金子委員	5 閉会 閉会あいさつ